

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
1	R6. 4. 2	居宅療養管理指導	現在届け出ている体制等に変更がない場合、ホームページに体制届及び体制届一覧表の提出が必須とあるが、提出の必要はあるか。	R6. 4. 3	不要である。
2	R6. 3. 30	通所リハビリテーション	加算の区分に変更があったが、旧区分から振替となる区分で算定する予定である。届出は必要か。	R6. 4. 3	加算の区分に変更があった場合、振替となる区分にて算定する場合でも、届出が必要である。
3	R6. 4. 1	ミニデイ型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービスの介護職員等特定処遇改善加算の部分で、1 なし 空白 3加算Ⅱとなっているが加算Ⅰの項目はないのか。	R6. 4. 3	ご理解のとおり、ミニデイ型通所介護サービスの特定処遇改善加算Ⅰはありません。特定処遇改善加算Ⅰの要件となるサービス提供体制強化加算がミニデイ型通所介護サービスに追加されないためです。
4	R6. 4. 1	ミニデイ型通所介護サービス	通所型独自サービス運動器機能向上加算は項目が無かったため、令和6年4月より加算は基本報酬に包括化されたと理解でよいか。	R6. 4. 3	ご理解のとおりです。
5	R6. 4. 3	通所リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施及び業務継続計画策定で基準型を算定する場合、体制届と体制状況一覧表の提出のみでよいか。	R6. 4. 3	お見込みの通り。
6	R6. 4. 2	特定施設入居者生活介護	当該サービスの利用者が5名以下の場合、利用者全員に調査を行い、厚生労働省に報告することで、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の要件を満たすことはできるか。		現在確認中です。しばらくお待ちください。
7	R6. 4. 4	地域密着型通所介護	「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」届出について、令和6年4月1日指定の新規事業所だが、その場合は、上記書類の提出は、4月15日までの提出になるか	R6. 4. 4	ご理解のとおりです。
8	R6. 4. 4	小規模多機能型居宅介護	認知症加算について、認知症加算Ⅲ、Ⅳ(3/31までは加算Ⅰ、加算Ⅱ)を取得する場合は、チェック欄には☑なしで記載すればよいか	R6. 4. 9	ご理解のとおりです。

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
9	R6. 4. 3	看護小規模多機能型居宅介護	<p>現在、緊急時訪問看護加算を取得しているが、改めて届け出が必要か？</p> <p>もし、届け出が必要な場合は「(別紙16) 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」の1の届出内容のみ記載することでありか？</p> <p>2は訪問看護事業所のみと記載されているため</p>	R6. 4. 8	<p>看護小規模多機能型居宅介護の緊急時訪問看護加算は緊急時対応加算に変更されており、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うことが必要です。(参照：国の通知「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」の16ページの項番31)</p> <p>当加算の届出の(別紙16)は、「1 緊急時(介護予防)訪問看護加算又は緊急時対応加算に係る届出内容」の箇所のみご記載ください。</p> <p>なお、届出のうち、①の「保健師、看護師以外の職員が～(省略)～職員について記載すること」の有無のチェックは記載不要です。それ以外の箇所について記載のうえ、ご提出ください。</p>
10	R6. 4. 3	療養通所介護	<p>短期利用ができるようになったが、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は必要か？</p> <p>必要な場合は届出書のみでよいか？</p>	R6. 4. 9	<p>届出の提出は必要です。</p> <p>提出は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書と体制状況一覧表をご提出ください。</p> <p>また、現行の運営規程に短期利用型の内容を追記し、変更届と変更後の運営規程も合わせてご提出ください。</p>

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
11	R6. 4. 5	訪問介護	<p>1. 訪問介護事業所に併設する事業所で、これまでも事業所と同一敷地内でのサービス提供の10%減算にて算定していたが、報酬改定による訪問介護の「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」の【該当】にて届出の際の添付書類（別紙10）については、今回記載が必要か？ 必要であれば、3月のみの記載で大丈夫か？</p> <p>2. 総合事業については、居宅サービスと一体的な運営のため提出は必要ないとの認識でよいか？</p>	R6. 4. 9	<p>1. 令和6年10月までは改定前の減算になりますので、同一建物等減算の提出は不要です。 令和6年度前期（4/1～9/30）の実績をもとに別紙10を用いて判定し、体制状況一覧表に記載の同一建物等減算に該当する場合は、令和6年10月15日までに提出し、令和6年11月からの変更となります。</p> <p>2. 総合事業についても、減算となる場合は提出が必要です。</p>
12	R6. 4. 5	認知症対応型共同生活介護	<p>① 現在医療連携体制加算Ⅰを算定しております。令和6年度介護報酬改定に伴い、医療連携体制加算Ⅰハになります。が、「添付書類一覧(zip)」の中にある「（認知症対応型共同生活介護）加算等チェック表・実務経験証明書（参考様式）」の提出が必要でしょうか？ 又 現在取得している名称や内容に変更がない加算について、改めて「（認知症対応型共同生活介護）加算等チェック表・実務経験証明書（参考様式）」の提出が必要でしょうか？</p> <p>②協力医療機関連携加算について 届出書については、厚生労働省がアップしている「協力医療機関に関する届出書」の提出でよろしいでしょうか？又は鹿児島市の独自で後日アップされるでしょうか？</p>	R6. 4. 12	<p>①提出が必要です。また、現在、取得済の加算で特に改正後、変更のない加算については、改めて「（認知症対応型共同生活介護）加算等チェック表・実務経験証明書（参考様式）」の提出の必要はありません。</p> <p>②現在のところ、市独自の様式のアップは予定していません。加算の要件を確認し、請求を行ってください。</p>

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
13	R6. 4. 5	認知症対応型共同生活介護	<p>国の通知の「介護給付費算定の届等に係る留意事項について」のP15 29 32認知症対応型共同生活介護にあります「既存事業所の取扱い」に下記のことの記載がありました。</p> <p>既存届出内容が「2. 加算Ⅰ」で新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰイ（ハでは？）」とみなし、…</p> <p>医療連携体制加算Ⅰから医療連携体制加算Ⅰハの取得となった場合の届出書類は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」「別紙48」でよろしいでしょうか。</p>	R6. 4. 12	<p>既存届出内容が「2. 加算Ⅰ」で新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰイ（ハでは？）」とみなし、については、加算Ⅰイとみなします。</p> <p>ホームページに掲載してあります（認知症対応型共同生活介護）体制届添付書類一覧をご確認のうえ、ご提出ください（勤務形態一覧表（加算算定開始予定月一カ月分のもの。対象となる加算の様式を使用すること）。指針（重症化に関するもの）。契約書等（雇用契約書または病院等との契約書の写し、看護師と24時間連絡体制を確保していることが分かるもの）等、必要書類を掲載しています。）。</p>
15	R6. 4. 8	認知症対応型共同生活介護	<p>①（Ⅰ）ハの算定において看護師は24時間の連携体制の確保が要件であり、常勤はしていないので、施設の勤務体制表の提出は不要（看護師の名前が無いので）と考えますがそれでも提出が必要ですか？必要な場合は施設の勤務表ですか？提携看護師の勤務表ですか？両方ですか？その根拠は？</p> <p>②別紙35の一番下に「実地指導を受けた日時」とありますが、今後予定している実地指導の予定日で問題ないか？</p>	R6. 4. 12	<p>①提携関係がわかる書類をご提出ください。</p> <p>②実地指導等を過去に受けた日時をご記入ください。</p>

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
14	R6. 4. 8	認知症対応型共同生活介護	3月まで医療連携体制加算Ⅰ39単位を算定していたのですが、4月からの改定で該当するのは加算Ⅰハ37単位なので算定したいのですが、医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書を提出しなければならないのでしょうか	R6. 4. 12	既存届出内容が「2. 加算Ⅰ」で新たな届出がない場合は「2: 加算Ⅰイ」とみなしますので、ハを取得されたい場合は必要書類をホームページでご確認いただき、ご提出ください。
16	R6. 4. 8	訪問看護	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）を算定する場合、厚生労働省の示す項目のうち、イとカのような組み合わせで取得可能か	R6. 4. 8	お見込みの通り。 なお、アもしくはイのいずれかを満たす必要があることに留意すること。
17	R6. 4. 8	認知症対応型共同生活介護	当事業所では訪問看護ステーションの看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保している。かつ、看護師資格のある職員が常勤換算で1名以上従事しており、「医療連携体制加算Ⅰ イ」の算定が可能かどうか確認したい。	R6. 4. 12	ホームページに掲載してあります（認知症対応型共同生活介護）体制届添付書類一覧をご確認のうえ、ご提出ください（勤務形態一覧表（加算算定開始予定月一カ月分のもの。対象となる加算の様式を使用すること）。指針（重症化に関するもの）。契約書等（雇用契約書または病院等との契約書の写し、看護師と24時間連絡体制を確保していることが分かるもの）等、必要書類を掲載しています。）。

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
18	R6. 4. 8	訪問介護	<p>①5月からの加算算定について 4月からの算定は4月15日まで、6月からの算定は5月15日までと記載されているが5月から算定の場合の体制届の提出期限はどのようになるのか。</p> <p>②認知症ケア加算について 「介護福祉士ファーストステップ研修」は認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。また、同様に認知症対応型サービス事業管理者研修は認知症介護実践リーダー研修相当と認められるか。 (参照:「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL.1) P17 問22」)</p>	<p>①R6. 4. 8</p> <p>②R6. 4. 9</p>	<p>①5月から算定の体制届は、4月15日までにご提出ください。</p> <p>②鹿児島県では、いずれの研修も認知症介護実践リーダー研修相当として認めておりません。</p>
19	R6. 4. 8	居宅介護支援	<p>改正前に居宅介護支援費Ⅱの算定していましたが、改定後、居宅介護支援費Ⅱの算定要件の条件を満たさない為、居宅介護支援費Ⅰに変更する為の申請方法を教えて下さい。</p>	R6. 4. 8	<p>体制等状況一覧表の「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」について、「なし」にチェックを入れて提出をお願いします。そのうえで、請求時には居宅介護支援費（Ⅰ）で請求をお願いします。</p>
20	R6. 4. 3	介護老人保健施設	<p>認知症チームケア推進加算Ⅱを算定する際、チームケアを行うチームに認知症専門医（ドクター）がいる場合でも、認知症チームケア推進研修を修了する必要はありますか</p>		<p>厚生労働省が発出している「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」の記載に、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を指す。 とありますので、難しいのではないかと思います。</p>

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
21	R6. 4. 3	介護老人保健施設	認知症チームケア推進研修の令和6年度の実施予定はありますか。またある場合は直近でいつになりますか		実施主体は認知症介護研究・研修センターとなるため、そちらにご確認ください。
22	R6. 4. 8	訪問介護	①特定事業所加算を取得するにあたって、重度者等対応要件について、 「利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等の必要とする者の占める割合が20%以上」との記載なので、いずれかの要件を満たしていてもすべての要件を確認して記載する必要はありますか？要介護4、5だけで20%以上の入居者様がいても他の要件を確認して記載する必要はありますか？ 看取りを実施していますが、看取りとしての契約書を結んでいませんでしたが、看取りの実績として記載しても大丈夫でしょうか。	R6. 4. 9 R6. 4. 11	「利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等の必要とする者の占める割合が20%以上」については、3つの要件のうち、いずれかの要件を満たすことで足りません。そのため、要介護4、5の利用者様については、他の要件を確認する必要はありません。 看取りの契約については、契約までは求めておりませんが、本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。 また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。 （参照：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について p. 8～9）

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
23	R6. 4. 3	介護老人福祉施設	<p>①医療連携協定先の締結に伴い、無床診療所・クリニックも可能か？</p> <p>②医療連携指定先の締結の際、親戚関係にある医療機関との連携締結は不可能なのか？</p> <p>③協力医療機関連携加算について、Q&A (Vol3) の問3に記載してある「電子システムにより・・・年3回開催する・・・以下、省略」とあるが、本加算を算定するにあたり、そもそもとして地域医療総合確保基金のICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備事業を活用していなければ、算定できないと考えるのか？</p> <p>④協力医療機関連携加算の定期的とは年に1回でも可能なのか？</p> <p>⑤入居者が入院した時に協力医療機関が主催する入院時及び退院時のカンファレンスも定期的な会議に該当するのか？</p> <p>⑥運営規定の変更と提出に際しては、連携医療機関名を入れる必要があるのか？</p>	R6. 4. 9	<p>①以下の要件を満たす協力医療機関（3については病院に限る）であれば可能です。また、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません。</p> <p>1. 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>2. 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>3. 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>②①と同様の考え方になります。</p> <p>③地域医療総合確保基金のICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備事業を活用していない場合であっても、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されていれば差し支えありません。</p> <p>④年1回でも可能です。</p> <p>⑤協力医療機関と利用者の現病歴等の情報共有を行う会議であれば該当します。</p> <p>⑥運営規定には、必ずしも連携医療機関名を入れる必要はありません。</p>

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
24	R6. 3. 28	介護老人福祉施設	<p>口腔衛生管理加算（Ⅰ）の算定要件についてご教示ください。</p> <p>(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月二回以上行うこと。 (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 とあります。 この中で(2)から(3)に「歯科衛生士」とありますが、この業務を歯科医師が直接行う場合でも算定可能でしょうか。</p>	R6. 4. 9	「歯科衛生士」と記載されている事項は「歯科医師」と読み替えることはできないため、歯科医師が行う場合は算定できません。

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
25	R6. 4. 1	短期入所生活介護	生活相談員配置等加算の算定要件にある「地域に貢献する活動」の解釈についてご教示ください。 ①生活相談員が地域に貢献する活動をしなければならないか。 ②短期入所生活介護事業所として地域に貢献する活動をしなければならないか。 ③法人全体として地域に貢献する活動をすればいいのか。	R6. 4. 9	①事業所として生活相談員が地域に貢献する活動（「地域の交流の場の提供」や「認知症カフェ・食堂等の設置」等）を行う必要があります。 ②短期入所生活介護事業所として地域に貢献する活動を行う必要があります。 ③法人全体として地域に貢献する活動を行っている場合についても、内容によっては短期入所生活介護事業所として地域に貢献する活動を行っているときもなされる場合もあります。
26	R6. 4. 8	介護老人福祉施設	介護給付費算定に関する状況一覧表にて、昨年度に引き続き継続される体制については「別紙添付書類一覧」における書類を提出しなくてもよいか。 (例) 令和5年度 令和6年度 看護体制加算Ⅰ→看護体制加算Ⅰ 看取り介護体制加算Ⅲ→看取り介護体制加算Ⅲ	R6. 4. 9	変更又は新たに追加された届出様式、届出項目等については申請が必要となります。（例にある看護体制加算ですと、変更等がないため、届出は不要となります。）また、既存の届出項目等についても、算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要となりますのでご注意ください。詳細は「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」をご参照ください。
27	R6. 4. 9	訪問看護	体制状況一覧表に業務継続計画未実施減算の記載がないが、どうすればよいか？	R6. 4. 9	当該減算は、一部サービスにおいて令和7年3月31日まで適用しないため、現時点で届出の必要はありません。
28	R6. 4. 9	認知症対応型共同生活介護	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることとあるが、今年度は「参加予定」であれば算定してよいか。	R6. 4. 10	医療機関等に研修又は訓練の実施予定日を確認し、事業所職員の参加の可否を確認したうえで、令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる目処があれば算定してよいです。

令和6年度 介護報酬改定に係る質問と回答

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
29	R6. 4. 10	通所リハビリテーション	体制届の電子申請での提出について、通所リハビリテーションは後日追加予定か。	R6. 4. 10	お見込みの通り。 4月中旬のうちに追加予定。
30	R6. 4. 8	介護老人福祉施設	「協力医療機関連携加算」の算定を行う場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類一覧表」や「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」について記載はなく、届け出は必要ないと理解しています。 一方で、別紙1「協力医療機関に関する届出書」（厚労省通知）が存在し、備考1「各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）を添付して下さい。」とあります。 「協力医療機関連携加算」の算定基準だけでなく、運営基準上も協力医療機関について年一回以上届け出る事となっていますが、どのように提出すればよいかご教授願います。	R6. 4. 12	お見込みの通りです。 協力医療機関の協定書等の書類の提出方法については、今後、お示ししていきたいと考えております。
31	R6. 4. 10	介護老人福祉施設	新たに指定を受ける場合及び先に届け出た「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目（「施設等の区分」、「人員配置区分」、「その他該当する体制等」）に変更が生じる場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。 とありますが、この表に記載されていない項目（口腔管理衛生加算、特別通院送迎加算等）については加算の届出は不要という理解でよろしいでしょうか。	R6. 4. 12	お見込みの通りです。
32	R6. 4. 11	介護老人福祉施設	科学的介護推進体制加算Ⅱの提出情報において、「総論」の診断名・服薬情報も提出することとなっているが、令和3年度の改定時は「必要に応じて提出すること」となっていました。今回必須になったという解釈でいいですか。	R6. 4. 12	令和6年度の報酬改定に伴い、科学的介護推進体制加算Ⅱを算定する場合は、やむを得ない場合を除き、診断名・服薬情報についても提出することと具体的に示されたものと考えております。